

当社元従業員による不正行為についてのお詫び

2024年3月7日
株式会社エイブル

このたび、当社の元従業員（以下、元従業員）が宅地建物取引士登録の不正を行い、宅地建物取引業務に従事していたことが判明いたしました。

このような事態を招き、お客様と関係者の皆様に、多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

1. 不正行為の概要

大阪府の当社直営店舗にて不動産仲介業務に従事していた元従業員が、宅地建物取引士資格を取得していないにもかかわらず、宅地建物取引士証を偽造し、宅地建物取引士の独占業務である重要事項説明、35条書面及び37条書面※に記名をしていました。

2. 発覚の経緯と当社対応について

- 元従業員の人事異動の届出に対し、国土交通省 関東地方整備局より内容に対する疑義を受け、本人に確認したところ、宅地建物取引士証を偽造していたことが2024年2月15日に判明しました。
- 当社においては、宅地建物取引士証の写しの提出をもって資格の有無を判断していたため、上記偽造の事実を認識できず、元従業員が所属していた当社直営店舗において、専任の宅地建物取引士として届出していました。
- 不正行為の発覚後、直ちに国土交通省 関東地方整備局へ報告を行いました。
- 元従業員については、2024年2月22日付けで懲戒解雇処分を行っており、今後法的措置も検討していきます。

3. 今後の対応について

- 本事案発覚直後から社内に対策会議を設置し、事実関係の調査や、再発防止に向けた取り組みの検討等を進めてまいりました。調査を通して判明した元従業員による重要事項説明及び35条書面・37条書面の記名については、本日現在法的要件を満たしておりませんので、当社担当者より個別にご連絡の上、速やかに再実施と再交付いたします。
- 上記再実施と再交付の進捗につきまして、国土交通省 関東地方整備局へ定期的に報告いたします。
- 本事案の判明後、当社の宅地建物取引士全員を対象とし、管理者による現物の目視確認による一斉点検を実施いたしました。実施の結果、未登録・期限切れ等の問題はございませんでしたが、今後においても定期的に点検を行うとともに、資格証の確認については、現物の目視確認を徹底いたします。また、再発防止と不正行為の抑止も含めた教育プログラムを再度従業員に徹底し、コンプライアンス意識の向上を図ってまいります。

このたびは、このような事態を招きましたことを謹んでお詫び申し上げます。

お客様には再発行手続きでご負担ご迷惑をおかけしてしまい大変申し訳ございません。二度と発生しないよう社内での確認ルールを徹底いたします。

※35条書面…契約成立前に、宅地建物取引士が取引内容に関する重要事項説明を行う際に交付する書面

37条書面…不動産取引契約が成立した際、宅地建物取引業者が取引の当事者に交付する契約書面または契約内容記載書面